入院患者に提供する医療の内容		
（略）	（略）	（略）
八　救急医療の実施状況	（略）	（略）
イ～カ　（略）		
ヨ　急性期充実体制加算１及び２の算定件数		
タ～ソ　（略）		
九　急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況	（略）	（略）
イ　入退院支援加算１から３までの算定件数		
ロ　（略）		
ハ　入院時支援加算１及び２の算定件数		
ニ～ヌ　（略）		
（略）	（略）	（略）
十一　疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況	（略）	（略）
イ～ハ　（略）		
ニ　急性期リハビリテーション加算の算定件数		
ホ～カ　（略）		
（略）	（略）	（略）
十四　病床を有する診療所の機能	（略）	（略）
イ～ハ　（略）		
ニ　有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料の算定件数		
十五　医科歯科の連携状況	（略）	
イ・ロ　（略）		
ハ　周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)から(Ⅳ)までの算定件数		
ホ～ト　（略）		

入院患者に提供する医療の内容		
（略）	（略）	（略）
八　救急医療の実施状況	（略）	（略）
イ～カ　（略）		
ヨ　急性期充実体制加算の算定件数		
タ～ソ　（略）		
九　急性期を経過した患者及び在宅復帰に対する支援の状況	（略）	（略）
イ　入退院支援加算１及び２の算定件数		
ロ　（略）		
ハ　入院時支援加算の算定件数		
ニ～ヌ　（略）		
（略）	（略）	（略）
十一　疾患に応じたリハビリテーション及び早期のリハビリテーションの状況	（略）	（略）
イ～ハ　（略）		
（新設）		
ニ～ワ　（略）		
（略）	（略）	（略）
十四　病床を有する診療所の機能	（略）	（略）
イ～ハ　（略）		
ニ　有床診療所入院基本料及び有床診療所療養病床入院基本料並びに診療所型介護療養施設サービス費等（有床診療所の介護療養病床における診療所型介護療養施設サービス費及びユニット型診療所型介護療養施設サービス費をいう。）の算定件数		
十五　医科歯科の連携状況	（略）	
イ・ロ　（略）		
ハ　周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)及び(Ⅲ)の算定件数		
ホ～ト　（略）		

附　則

（適用期日）

1　この告示は、告示の日から適用する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の規定及び第二条の規定による改正後の医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の規定は、令和七年十月一日から同年十一月三十日までの間に行うものとされる病床機能報告から適用する。ただし、同報告における令和六年四月一日から同年五月三十一日までの期間に係る報告内容及び公表内容については、なお従前の例による。